

請 願 書

令和8(2026)年3月6日

郡山市議会議長
近 内 利 男 様

郡山市田村町谷田川字稻荷前96-2
河川谷田川の水と命を守る会
会 長 力 丸 庄 司

紹介議員 吉 田 公 男
 箭 内 好 彦
 遠 藤 隆
 名 木 敬 一
 山 根 悟
 折 笠 正
 八重樫 小代子

産業廃棄物最終処分場の設置許可に係る意見書提出の請願

〔請願趣旨〕

郡山市田村町の東部地区には、既に2か所の産業廃棄物最終処分場が建設され、稼働しており、さらに1か所の建設計画が進んでおります。

この3か所目の最終処分場の建設予定地の周辺では、上水道ではなく井戸水（地下水）を生活用水として利用しており、最終処分場の建設がはじまれば、広大な範囲での土地掘削等が行われ、地下水が枯れる又は汚濁する等、生活環境に深刻な影響が出ることが懸念されます。

建設予定地から約300メートル圏内には6軒、約200メートル圏内には8軒、約100メートル圏内には2軒の住宅があり、普段から井戸水を利用している近隣住民が不安を感じるのは当然であると考えます。

さらに、建設予定の最終処分場では、廃水銀やアスベスト等、有害物質を含んだ産業廃棄物が埋め立てられる計画ですが、事業者によれば、雨水等による汚染水は周囲に流出しないよう遮水シート等により万全の対策がとられると説明されているものの、この地震大国、台風列島の日本で、10年後、20年後の将来にわたって安全であると、誰が保証することができるのでしょうか。

建設予定地の下流域には一級河川谷田川が流れておりますが、周辺の農家では谷田川の水を田畑に引き込んで米や野菜などの作物を育成し、付近の郡山市立谷田川小学校でも同様に、学校田による米作りの体験学習に力を入れています。また、一部のパン製造工場や清酒製造工場でも谷田川の水を利用して事業を営んでおります。

このような状況の中、万が一、産業廃棄物による汚染水の流出事故が発生し、谷田川の水が汚染されれば、その影響は計り知れないものとなります。

さらに懸念は、周辺的生活環境への影響だけではなく、事業者への不信にもあります。

令和7(2025)年9月には栃山神地区及び栃本地区の2か所で、同年11月には谷田川地区で、事業者による地元住民への説明会が行われましたが、特に谷田川地区の説明会には約70名もの参加者がおり、たくさんの質問や意見が出され、予定時間を大幅に超える約5時間もの説明会となりました。

この時の説明会では、事業者は、郡山市の担当課に、「建設予定地から500m以内の地元住民に対して丁寧な説明をした」と報告していたとのことでしたが、参加者から、「自分のところには来ていない」との発言とともに、「虚偽の報告をしていたのか」との指摘があったことに対して、事業者が、「虚偽ではなく間違いを報告してしまった」と釈明する場面もありました。さらに、参加者からの質問に対して、事業者が持ち帰りとした回答も多数ありましたが、いまだに回答がなされておられません。

このような状況では、事業者は地元住民に対して不誠実であり、地元住民の理解を得ようとする姿勢が不十分であると言わざるを得ません。

現在、郡山市田村町の東部地区への3か所目の産業廃棄物最終処分場について、建設を反対する声が田村町全体に広がっております。田村町全30行政区長(会長)と谷田川行政区内7事業所の代表の署名も届いております。

いつまでも安心して生活ができ、生業に取り組める田村町が、私たちのささやかな望みです。私たちの故郷、田村町を産廃銀座にしないでください。

本請願の趣旨は、上記のとおり、事業者による丁寧かつきめ細やかな住民説明がなされず、事業に対する不信感や不安感が払しょくできないことや、郡山市田村町の東部地区に集中して3か所目の産業廃棄物最終処分場が建設されることへの現在の法制度への疑問、さらには河川水や地下水の汚染が生じた場合や、万が一の事故時の補償などが担保されていないことです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 事業内容について、事業者から地元住民に対し丁寧な説明がなされるよう、事業者による住民説明会の開催などを義務化するとともに、事業者が地元住民の不安や懸念に真摯に向き合い、十分な対話と情報共有を重ねることにより、事業者と地元住民との一定の合意形成が図られるような制度を構築すること。
- 2 最終処分場の過度な集中を避けるため、一地域に設置できる最終処分場の「埋立ての総容量」や「施設間の距離」等に係る基準値を設けること。

- 3 最終処分場の稼働に伴い河川や井戸水などの生活環境への悪影響が生じた場合や、施設に事故が起きた際の補償や被害復旧について、地元住民の安心・安全が担保される制度を構築すること。

請 願 書

令和8(2026)年3月9日

郡山市議会議長
近 内 利 男 様

郡山市小原田二丁目23-15
平和憲法を守り生かす郡山共同センター
代 表 草 野 芳 明

紹介議員 古 山 唯
吉 田 公 男
遠 藤 隆
飯 塚 裕 一

「アメリカ合衆国およびイスラエルによるイランへの国際法に反する
「先制攻撃」に抗議し、違法な武力行使の即時停止と外交的・平和的
解決をアメリカ・イスラエルに要請することを政府に求める意見書」
の提出について

〔請願趣旨〕

アメリカ合衆国およびイスラエルによるイランへの軍事攻撃は、中東地域の緊張を一層高め、国際社会の平和と安定を著しく損なう重大な行為です。武力行使はさらなる報復と暴力の連鎖を招き、民間人の犠牲を拡大させる危険性が極めて高いものです。

両国とも「先制攻撃」であることを認めており、その理由を「相手からの攻撃を事前に阻止するため」だとしています。しかし、この理由が認められるのであれば、ロシアのウクライナ侵略をはじめとしたあらゆる「先制攻撃」が認められてしまいます。

だから国連憲章や国際法は「先制攻撃」を認めていません。国連憲章は武力の行使や威嚇を禁止しており、武力行使が例外的に認められるのは安全保障理事会の決議がある場合と、他国から現に攻撃を受けた際の自衛反撃だけです。

翻って日本政府は、外交・安全保障政策において「法による支配」を重視してきました。今回の「先制攻撃」も「法による支配」を逸脱するものです。この憂慮す

べき状況下で、平和憲法を持ち「法による支配」を政策的に掲げている我が国政府が、米国の友好国として、率直に国連憲章および国際法違反であることを批判・抗議し、平和的解決を求めることは、我が国を含む世界平和の安定に資する行為です。

地方自治体もまた、住民の生命と安全を守る立場から、国際社会の平和を求める声を上げる責務があります。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

アメリカ合衆国およびイスラエルによるイランへの国際法に反する「先制攻撃」に抗議し、違法な武力行使の即時停止と外交的・平和的解決をアメリカ・イスラエルに要請することを政府に求める意見書を政府に提出すること。

請 願 書

令和8(2026)年3月9日

郡山市議会議長
近 内 利 男 様

郡山市虎丸町7-7
日本労働組合総連合会
福島県連合会郡山地区連合会
議 長 横 倉 洋 介

紹介議員 吉 田 公 男
 箭 内 好 彦
 名 木 敬 一
 岡 田 哲 夫
 八重樫 小代子
 石 川 義 和
 久 野 三 男

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

〔請願趣旨〕

2025春闘では過去最高水準の賃上げが実現したものの、物価高によって実質賃金は低下し、個人消費の持ち直しには至っていません。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持ってこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができるものと思います。

引き続き、賃上げの流れを定着させるとともに物価を安定させ、実質賃金の改善に向けた取り組みを推進しなければなりません。そのためにも、社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、「人への投資」をより一層積極的に行うとともに、国内投資の促進とサプライチェーン全体を視野に入れた産業基盤の強化により、日本全体の生産性を引き上げ、交易条件・国際収支を改善し、持続的な生活向上の実現をめざすべきです。

さらには、人手不足を補うため賃金引き上げを中心とした総合労働条件の改善や地域経済の好循環を果たすことが政労使の役割であり、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効に取り組むことは、重要な政策と考えます。

つきましては、「賃金の経済政策」となる最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 政府が2020年代に全国平均を1,500円に引き上げる目標を掲げていることを踏まえ、目標到達に向け福島県最低賃金の継続的かつ着実な引き上げを行うこと。
- 2 中小・零細企業においても、最低賃金の引き上げが着実に行われるよう「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、関係省庁・福島県・県内経済団体と連携し、価格転嫁を可能とする環境整備並びに支援策の周知徹底をはかること。
- 3 最低賃金と人口移動には相関関係が示されていることから、労働力確保や人口流出抑制等の多様な政策誘導として引き上げに取り組むこと。
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、10月1日までの早期発効に最大限配慮すること。
- 5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO 第94号条約に準拠）を基準条項に盛り込ませた公契約法制定の検討を行うこと。